

職員の採用について 2010.09.17 / 予算特別委員会

(かのう) 県職員採用に対して、何らかの身体的条件、容姿等に関する内容がありますでしょうか。ずばり、入れ墨等をしている人、採用後にそういうことが発覚した場合、どのような対応をするのか、教えてください。

(人事委員会事務局長) 職員採用試験における個別面接につきましては、まず第1に、容姿、態度等について評定しております。

その中で、身だしなみはよいか、あいさつはきちんとできているか、言葉遣いはきちんとしているか、態度にまじめさはあるかなどといった基本的な面を評価しております。

入れ墨等につきましては、社会通念等に照らしまして、本県職員としてふさわしくないと判断され、個別面接における合格基準点に達しない場合には、他の科目が高得点であっても、不合格ということになります。

採用後に入れ墨等をしていることが発覚した場合の対応につきましてでございますけれども、人事委員会といたしましては、合格者の決定までを担当しておりますので、採用後に発覚した場合は、各任命権者の判断にはよりますが、採用試験の際に、人物評価を適切に行うことが大変重要でございますので、今後とも、受験者の身だしなみや態度などに、なお一層の注意を払いまして、本県職員にふさわしい人物を採用できますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

(かのう) 入庁後は、人事委員会ではないということなのですが、やはり入庁時に、先ほど、局長からお話がありましたけれども、県庁職員として公務員としてふさわしい身だしなみとは何ぞやということも徹底していくべきだと思います。それによって、私が危惧している状況にならないことを祈るばかりなんですけれども、この社会でもふさわしいという表現のもと、ある程度常識の範囲でそれぞれが判断されると思いますけれども、今、その常識が我々の世代、それから若い世代に移り変わっていくのに当たって崩れている。ですから、私は、この後また質問しますが、教育の現場からきちんとやらなければいけないなと思っていますし、先ほど、容姿とか身だしなみ、あいさつがどうかということを見ていると言っていますけれども、これは、これだけで問うのでは、最初に教育長に質問したとおり、要するに、服装検査のときよければいいのだというのと同じことになってしまいますから、その辺が問題だと私は言いたいのであります。

局長、どうもありがとうございました。

続いて、また、教育長に伺います。

今の話も含めて、やっぱり結局、青少年、教育の中でも、先ほど、警察の事例にもありましたけれども、未成年が何でこういう問題に突っ込んでくるのかというと、格好いいとか、かわいいとかという感覚で気軽に入ってしまう。そうではないんだという予防線をやはり張る意味で、きちんとだめなものはだめなんだという教育をぜひしていただきたいと思っているんですけれども、現場でどのようにされているのか、改めて伺います。

(教育長) 本年1月に県立高校で実施しました調査結果を見る限りにおいては、ごくごく少ない数であると認識しておりますが、学校においては、入れ墨についてホームルームや全校集会などを活用して、体を傷つけることによる危険性や容易に消せず、将来に大きな影響があることを生徒に理解させるよう、強く指導してきております。

また、保護者の方々に対しても、面談の際などに入れ墨の悪影響についての理解を得るとともに、入れ墨を入れさせない指導に対する協力を求めています。委員の御指摘も踏まえまして、今後は、各学校の校則に入れ墨禁止を明記させ、生徒への指導の徹底や保護者の方々への理解に努めてまいります。

(かのう) その中に、先ほど、保健福祉部長と話しました感染症ということもきちんと書いていただきたい。ピアスのこともそうなんですけれどもね。それと、子供たちはもちろんなのですが、ぜひとも、私は、親、保護者ですね、入れ墨等をファッションの一部だと思っている保護者もたくさんいるということも事実なのです。ですから、保護者も含めて、ぜひ子供からきちんと発信できるようにやっていただきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

最後に、知事にお伺いいたします。

今までいろいろなやりとりをさせていただきましたけれども、知事は、快適な茨城づくり、県民の安心を確保するという意味からも、この問題に対し、今後どのような姿勢で、具体的にどのようなことをしていくべきか、お考えがありましたら、よろしくをお願いします。

(知事) 委員のいろいろな御指摘なども踏まえまして、その後、懸命に青少年の入れ墨防止に関して取り組んでいるところであります。例えば、全国で3県しか実施していない入れ墨関連図書の有害指定を昨年12月に行って、県内全書店に対してその旨通知をしておりますし、今年度ももちろんやってまいります。

あるいはまた、書店や入れ墨店等に対しても、訪問指導を行いまして、青少年の入れ墨防止に向けて先導的に取り組んでいるところであります。

条例で禁止するかどうかということについては、先ほど来お話しございますように、表現の自由などの問題や公共の福祉に反するのかどうかといった問題等々、たくさんの課題があるようでございますので、とりあえずは、私どもとしては、どうやって実質的に青少年への悪影響を減らすかという方向で取り組んでまいりたいと考えております。

2010.09.29／決算委員会

(かのう) 伊沢委員が遠回しに、優しくお話ししていただきました。私は47位でよかったなと思っています。びりでもよかった。茨城はびりなのだということを最大限に生かして、来年の決算特別委員会では上昇率が180%ぐらいになるような、47位から20位になっただけでもすばらしいと思うのですけれども、ぜひベスト5をねらうように、47位のびりの茨城だということをぜひPRを入れていただければと思いますけれども、よろしくをお願いします。

(理事兼政策審議監) ブランド調査、47位ということで、実は63項目の調査をしております、その中で魅力度というのが一番わかりやすいということで、ここの調査では魅力度をまず最初に発表する。そのほか、2番目が認知度、3番目が情報発信度、これを3つを設けたと言っておるのですけれども、47位、30位、31位ということで、いずれも下位ということで、どうにかしなくてはならないというふうに思っておるところです。

63項目を見ていくと、例えば、ITと、もう一つが、ちょっと忘れちゃいましたが、2つ、5番以内に入っているものがあります。ワースト3に入っているものが、観光とか、それから、歴史的な人物がいるとか、そういうものが非常に低いということで、先ほど伊沢委員からありましたけれども、茨城にはいい資源があるのに、それがわかってもらっていないというところが残念だねというところがここら辺からあるというふうなことで考えております。

今、狩野委員からもありましたように、47番目ということで、魅力度を上げるべくどうするかということで、先日、庁議の場でも、知事以下、各部長で意見交換をいたしまして、63項目全体に上がっていけば最終的に魅力度は上がるはずなので、それぞれ関係する部も含めて、どれをどんなふうにやっていこうかというのを集中的に勉強会をやりましょうということで、早速、今週末に、そういうものをまずは次長さん方でやっていこうというふうにしております。

47位ということで、今、狩野委員からもおしかりといいますか、話といいますか、激励をいただきましたので、そういうことも含めて、全庁で取り組むというような姿勢でやっていきたいと思っております。

(かのう) いよいよ、あさって、10月1日よりスカイマークが復活することになりました。

せっかくの週末なので、満席かなと思ったら、まだまだ空席があるようでございますし、10月2日は土浦花火大会もございますので、そういったセットとあわせて、この1カ月、さぞ営業をしてくれたのかなと思う気持ちを抑えながら、これからもぜひ、海外路線にこだわらず、国内線、スカイマーク、スターフライヤー、ANAのローコストキャリアに向けてぜひとも積極的なアプローチをしていただければと思います。

ということで、質問をさせていただきます。

35ページ、IT推進なのですが、情報化普及啓発の推進というところの中で、電子県庁の推進というところで、パソコン研修、7講座、17回、215名と書いてあるのですけれども、これは別にあら探しをしているわけではないのですが、これはどういった内容で、どういった職員を対象にしたのか、教えていただければと思います。

(情報政策課長) この内容につきましては、ワード、エクセル、パワーポイント、そういったオフィス関係です。そういう関係の講座を行っております。

(かのう) 予想していた答えがきてしまったので困ってしまっているのですけれども、まさかと思ったのですが、そうだったのですか。

対象はどういう人ですか。

(情報政策課長) これは職員でございます。

(かのう) どういった職員。

(情報政策課長) これは、一般的に、希望する者をやっております。

(かのう) ということなのですが、まさかとは思ったのですけれども、ワード、エクセル、パワーポイントのレベルのパソコン研修を電子県庁の推進の事業の中でやるべきではないと思います。今の時代、ワード、エクセル、パワーポイントはできて当たり前、電子県庁推進なのだから、その下はいいですよ。行政情報ネットワークシステム研修、新文書管理システム操作研修ということで、中身はわかりませんが、きっとそれなりの難しい操作等があるのかなというのは想像がつくので、これは聞きませんけれども、幾らかかっているのかわかりませんが、ワード、エクセル、パワーポイントで、年配の職員なのか、そこまでは聞きませんが、これは、今後見直していただきたいなと思いますので、いかがでしょうか。

(情報政策課長) 内容を説明させていただきますと、ワード関係は、基礎というよりは応用というのですか、活用の関係、それから、表計算ソフト関係も活用とか関数編、それから、パワーポイントも、活用、それから、データベースソフト、アクセス関係の活用関係、それから、ホームページの作成、それから、ホームページの実践、こういう形をやっておりまして、もともとはもっと基礎的なことをやっていたのですが、おっしゃるとおり、基礎的なことはもう十分であろうということで、活用を中心にやっております。

ですから、今後、もし需要等が十分見込めないというのですか、ワードとか何かは十分だということになれば、徐々にシフトしていくということで考えております。

(かのう) それくらいは、県庁職員なのだから、自分で勉強してほしいし、自分のお金でやってほしいと思います。私も iPhone とか iPad を使いますが、最先端というか、そういう時代ですから、みずから自分で勉強をして、スキルを上げて、それで県庁職員として職場の中で頑張るのが本来あるべき姿だと思うし、県庁に入って、ワード、エクセルをやって、ちょこっと関数のどうのこうの、そんなのは県庁がお金を出してやるべきことではないと思います。

2010.10.01/決算委員会

(かのう) 報告書の中の 114 ページ、生活保護と離職者への生活支援というところで、これは、言ってみれば、憲法に基づいた生活保護措置なので、やらなければいけないことだと思うのですが、事業の目的も、生活に困窮するすべてのかくかくしかじか、その自立を助長することを目的として扶助費を支給する制度であるということで、確かに、成果に関する報告書だから、実績としては、やりました、自立支援が図られた、支援しましたみたいな形になっているのですが、その支援した結果というのが書いていないのですが、この辺は何か調査してあったら教えてください。

(福祉指導課長) 要保護者の方々に対するその後の調査でございますが、その保護が停止になったかとか、そういったことを毎月調査しておりまして、それは、今、手元にはございませんが、数字としてはとらえております。

(かのう) 遠回しの言い方はやめましょう。要するに、実は先日、ハローワークで調査してきたのですが、生活保護と住宅手当とか貸し付けとかありますが、実際に仕事がない、働けない、生活に困っているという人が多くなっているのは事実です。今回も補正予算で出ましたが、憲法の名のもとに、申請者にはあげなければいけないとなっていますが、その大半は、働かざる者です。申請された人にあげました、これは、県としての実績はそれでいいかもしれません。申請が来ましたからあげました。でも、その中身が、それを遊興費に使っている人も多し、貸付金も踏み倒している人もいます。その辺までの実態を調査して対策を練っていないのであれば、これは非常に問題だ。商工労働部の方でもまた同じような質問をさせていただきますが、生活保護費と住宅手当の方でも生活資金とか助成金とかありますが、その辺が実際はどうか、わかる範囲で結構ですが、教えてください。

(福祉指導課長) 私ども、全県そうなのですが、国の方からのお話もありまして、生活保護等に絡むいろいろな問題点等が整理されておりまして、都道府県として、あるいは市の福祉事務所としては、漏給、濫給の防止ということで今取り組んでおります。漏給というのは、生活保護の対象になる人でありながらそれが漏れてしまう、そういうものがないようにというのがまず一つの私どもの着眼点でございます。もう一つは、濫給の防止ということで、濫は河川の氾濫の濫ですが、そういった資格がないにもかかわらず申請されて、それが通って保護対象となっている、そのような、いわゆる不正につながるような部分、そういったものの二つの視点をよく考えてやるようにということで、私どもも取り組んでおりますし、また、県内の市の福祉事務所に対しても、そういう形で、ことあるごとに呼び掛け、あるいは指導をしております。

(かのう) それもわかります。やはり、大事な県のお金を使うのですから、114ページのところに、「生活を保障する」、これは憲法のとおりだからしょうがないのですが、その後、「その自立を助長することを目的」となっているのだから、やはり、あげました、あなたは本当に自立をしているのですか、していないのなら、もっと指導しますよというところまでやるのが、恐らく、この福祉指導課の仕事ではないのかと思うのです。ですから、お金はいっぱいあげました、だから、茨城県としては生活保護者のためにも使っています、生活支援にも役立っていますという報告で、確かに金額が高くなって人がふえれば、さすが茨城県はすごいところだと思うけれども、実際、中身は、そうでない人にいっぱい配っている。さっき課長がおっしゃったように、濫給ですか。私は、実際のところ、半分以上は濫給ではないかと思っています。でも、憲法上しょうがないのですが、保健福祉部にあっても、商工労働部にあっても、やはり、お金を払った後、きちんとどこまでやっているのか調査をして、ひどい人はきちんと公表するとか、そこまでやらないと、今の経済状況を考えるともっとふえますし、今回の補正でも随分出ていますので、これは、ある程度きちんと対応しないと、選挙

前の政治家だからこそきちんと発していかないといけないと私は思っていますので、その辺を最後のコメントで質問を終わります。

(福祉指導課長) 確かに、今、委員がおっしゃったように、自立の助長というのは大事な部分でございます。平成 17 年度から、生活保護受給者自立支援プログラム推進事業というの、こちらにも記載してございますが、そういった事業もできまして、あと、先ほどの住宅関係の支援、そういった事業もございまして、今回も補正ということで、こちらについても積極的に今後取り組ませていただきたいと思いますので、どうぞ御理解のほど、よろしくお願いいたします。

2010.10.06／決算委員会

(かのう) まずもって、このたび、郷土工芸品に、我が市、霞ヶ浦の帆引き船模型を入れていただきまして、まことにありがとうございます。帆引き船につきましては、日々進化して、お土産にふさわしいように改良を続けておりますので、今後ともよろしく御支援のほどお願い申し上げます。

さて、私は数字に弱いので、数字のマジックにだまされてしまうのですが、157 ページの観光物産課の 3) 事業の成果のところ、本県の観光入込客数が 5,152 万人に達しということなのですが、前年度よりふえています。これを見る限りでは、観光客もふえていますよということなのでしょう。73%だから、今、計算して、これ、3,700 万人ぐらいですか。もっと。わからないのですけれども。数字に弱いので申しわけありません——が満足していると言っているのですが、これはどうやって調べているのですか。

(観光物産課長) 狩野委員の御質問でございますが、まず、観光入込客数につきましては、市町村の協力もいただきまして、また、カウントする施設の方もあらかじめ設定しておりまして、具体的には、県内の観光施設ですとかイベント 223 地点で数をカウントして、報告をしていただいて、集めております。また、その数にゴルフ場の利用者数も加えて、この 5,152 万人という数が出てきております。

また、満足度の 73%でございますが、こちらにつきましては、各観光施設におきまして、約 8,000 から 1 万、毎年、アンケート調査を実施いたしまして、茨城に観光していただいたときの満足度、非常に満足、やや満足、普通、やや不満、不満で御回答いただいております。非常に満足、あるいはやや満足、これで回答していただいた方を合計いたしますと 73%ということになっております。

(かのう) 前年度と比べると 364 万人ということは、茨城県の人口よりも多くの方が来ているということなのでしょうが、私だけかもしれませんが、そんなに来ているのかなと実感がないのと、茨城空港ができたということで、確かに観光客という形で茨城県に立ちおりている人はいるのですけれども、果たしてその人たちが茨城県の観光に対して貢献、つまり、経済効果を生んでいるのかというのが、この辺がちょっと数字が読めないというか、見えない部分があるものですから、この前も言ったのですけれども、報告書というのは確かに数字だけ出てくるから、いやあすごいなと思うので

すが、果たしてこれが茨城県のためによかったのかなというのが見えないので、この辺の書き方を、だからどうなのという部分を書いていただいたほうがいいのかなと思っております。

これは質問ではないので、意見です。

もう一つ、この前、保健福祉部でも話したのですけれども、セーフティネットといえますか、その辺なのですけれども、今回も融資を相当したということで、これも実績ということで、いやあすごいなという思いもあるのですが、特に融資、貸し付けの部分ですけれども、これは間接的に融資しているような形になっていますけれども、いわゆる踏み倒しをしている人の実態は把握しているのでしょうか。

(労働政策課長) ただいまの御質問でございますけれども、私どもの方で実施しております緊急生活支援融資資金の貸付事業でございますが、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で、茨城労信協というところで保証し、そこで、いわゆる踏み倒しといえますか、返済の滞ったものにつきましては保証協会において返済をしているわけでございますけれども、それがこの 5 年間で 356 万円となっております。

これにつきましては県の損失補償となるわけでございますけれども、事故率で見ますと、それに対する融資総額が 3,091 万円ということですので、いわゆる事故率が 11.6% ということでございます。これにつきましては、想定事故率の 50% を下回っているという状況でございます。

(かのう) 数字に弱いので、下回っている、上回っていると言われると困ってしまうのですけれども、これ以上はいいです。私もまだ勉強の途中なので、残念ながら、厳しく追及できないのが未熟なところなのですが。

確かに、決算なので、商工労働部として、困っている人に対してさまざまな事業、また融資等を行いましたよという報告はいいのでしょうかけれども、本当に今の景気が悪く、働かなくても楽してお金がもらえる、お金が借りられる、そのまま逃げられるというような風潮というか、事実でありますので、この辺が、不景気だから、ではお金をというような単純な形での施策はいかなものかと、今疑問に思っているところでございますけれども、その辺も踏まえて、今後、ぜひ商工労働部として検討していただいて、働かざる者が得する茨城県にならないように気をつけていただければと思います。

2010.10.08 / 決算委員会

(かのう) まず、何課なのかわからないのですが、産休教員、高校、小中もわかればいいのですが、妊娠される先生がおります。今までずっと P T A 活動を通じて言われるのが、卒業年度、小 6、中 3、高 3 とか、そういった担任をしている先生が妊娠される。いわゆる重要な就職、進学の時期に産休、育休に入ってしまう。これに対する対応がない。妊娠することはいいことなのですが、別に計画妊娠しろとは言いませんが、ある程度、自分が受け持ちしている生徒の重要な時期に産休、育休に入るとい

ことがあらかじめわかっているなら、もっと早く担任を、補助担任なり、引き継ぎをきちんとやってほしいということをよく言われるのです。確かに、そういう方は多いです。別に、妊娠することがいけないとかそういうことではなくて、それはめでたいことなのだけれども、大事な時期に、これから産休です、代わりの先生が来ましたとあって、子どもたちがその先生についていけるのかという部分が非常に問題になっていますが、その辺はどのように対策しているのか、教えていただけますか。

(義務教育課長) 産休につきましては、通常、学校の中で、3月までに妊娠が判明しているとか、そういう場合には6年生とか中学3年生の担任は別の者にかわったりとかはしております。ただ、年度中途の場合には、予想できないということもありますので、その間で重要な部分については、代替教員の確保を図りながら、特に、産休、育休の場合には引き継ぎ日というのを1日設けております。そして、引き継ぎが行われるようにしております。

(かのう) そういうことはきちんとやられていると思います。大事なことは、要するにだれでもいいというわけではないのです。子どもたちにとって、親身になって今までやっていた先生が子どもが生まれる、それはうれしいことだけれども、それに対して、その後のフォローをきちんとする引き継ぎができない。これは、予算上の問題で、もっと早くから押さえておくのは難しいのかもしれませんが、そういった部分を来年度以降、予算に組んでいただいて、産休、代休だけでなく、ほかも含めて、早めに子どもたちときちんと対応できる、中学生、高校生もそうなのですが、きちんと引き継ぎをして、きちんと担任にかわる指導ができるような先生の確保を予算に組んでいただきたい。決算に見えなかった。これは終わります。

次に、245 ページくらいから出ているのですが、英語教員。私、第1回の質問のときにも言ったのですが、英語の教育は非常に難しいと思いますが、ここにいろいろ出ています。245 ページの目的のところにも、英語コミュニケーション能力の向上、国際理解教育の推進とか書いてあって、最後に国際社会に貢献できる資質や能力の育成と書いてあって、その下の事業も、英語コミュニケーション能力育成事業、フォーラム、その下が外国語指導助手招致事業ということで、内容が、英語に触れさせるとともに異文化理解を深める。

247 ページの事業の成果のところを見ると、かくかくしかじかで、2行目、「英語の楽しさやコミュニケーション能力の意義を理解させることができた」。わかりますか。何が言いたいかということ、英語に力を入れましようと言っているのだけれども、事業の内容を見ても、英会話ができるようにするという内容になっていないし、事業も、ちょっと違うのではないかということなのです。これが、英語会話能力を高めることに茨城県は力を入れているのか、それとも、海外のいろいろな話を聞いたり、外国の人から話を聞くということで、やはりこれから国際化が大事なのだという意義を理解させることなのか、そこがわからない。要するに、英語が使えるようにすることが目的とするのか、英語はやっぱり大事だだという意義を理解させているのか、その辺がわからないのですが、どうでしょうか。

(高校教育課長) 高校では、ALTを30名ほど招致して英語教育をやっているわけですが、一番は、英語が話せるようになるような部分が大きいと思います。したがって、英語の教員だけということではなかなか、ネイティブスピーカーの英語を直に聞いて、それによって、会話等に生徒がある程度抵抗を少なくして外国人と付き合い合っていけるような、そういう形で、現在、英語授業は進めているわけなのですが、授業のやり方的には、まだまだ、英語の教員が主になって、ALTが補助するような形が多いような気が私にはします。授業等も見てみますと、全部がというわけではないですが、ある時間はネイティブスピーカーのALTが主になって、会話等を含めて実施すべきではないかというようなことは思っております。

(かのう) 異国の言葉を覚えるというのは非常に難しいので、一番いいのは外国へ行くことなのですが、今の課長のお話を聞いて思ったのですが、現実、小学校、中学校の英語の授業を見ても、昔と変わりません。私がやったころと内容的には変わりません。あれでは、英語が好きになるかどうかというのはまた別の話です。ですから、これは質問ではないのですが、参考までです。英語を好きになるということ、語学を好きになるというのは、文化が入ることが非常に大事だと思うので、これは、視点はいいのです。やり方だと思うので、もっと検討していただきたいと思うのです。皆さん方は余り漫画は読まれないと思いますが、東大に入るという「ドラゴン桜」という漫画があるのです。あれなどでも、実際、東大生の入学のために英語の歌を歌ったり踊ったり、体全体で覚えて、リズムが楽しい。映画を観たり、音楽を聴いたり、そういう形で触れ合って、英語のこの意味は何だろうか、そういった、みずから前へ一歩出るような形の内容に変えていく。ですから、これも事業名がおかしくて、外国語指導助手招致事業と書いてあるけれども、事業名を変えて、おもしろく教えてくれる人をどんどん引っ張って、カリキュラムを検討して、評価して、ここに出していただきたい。どれだけの子どもたちが外国語に興味を持って、外国語に進んだ、そこまで引っ張れるようなカリキュラムにしていただければと思っております。

次に移ります。250ページになるかと思うのですが、性教育について質問をします。

私も先般、うちの小学校の5年生の授業参観で、保健か何かで、性教育の授業をやっています。鋭いことを聞く。うちの子どもも、よくそんなことに答えられな、成長したなと思って聞いていたのですが、それは余談ですが、この思いやる心を育む性教育推進事業ということで、講演の開催とか、啓発資料の作成ということになっていて、高等学校1年生に配付となっていますが、これは、どういった内容なのか、大体で結構ですから、教えていただけますか。

(保健体育課長) この思いやる心を育む性教育推進事業でございますが、ここに記載しておりますのは県立高校だけの部分でございます。まず、小中学校につきましては、各市町村の教育委員会の方にできるだけその辺の講演について実施をお願いできないかということで依頼等をしているところでございます。

この内容につきましては、一般的な性教育の内容に関する部分が多いのですが、内容のクリアファイル等につきましては、いろいろ、今問題になっております子宮頸が

んでございますとか、さまざまなことに触れられるようにしてはございますが、ただ、学習指導要領で学習の内容が決められている部分がございますので、それから逸脱をしないような内容にはしておるところでございます。

(かのう) 性教育の中身について、いろいろ問題があるので、これをやった方がいい、やらない方がいい、いろいろあるのですが、今、子宮頸がんの話がされたので、非常によかったと思うのですが、実は、子宮頸がんワクチンを、今、全国的にブームでございます。特に選挙前ですから、無料、無料などとやっていますが、子宮頸がん、なぜ無料なのですか。今、11歳から14歳です。ここから先は言わなくてもおわかりのとおり、要するに、性交渉の低年齢化に伴って早めにやりましょうという動きです。これは、部門は違うのしょうけれども、きちんと教育を、教育長は熱い方でございますから、ぜひとも、教育の中できちんとそういった面を話していただいて、性教育さえきちんとやっていれば、本来なら、子宮頸がんワクチンを低年齢にする必要もなくなるはずです。そこまできちんとやっていただけるような形、避妊の仕方どうのこうのではなくて、きちんとそっちの方の教育に力を入れていきたいという思いでありますので、ぜひやっていただきたい。

(保健体育課長) この性教育に関しましては、今年度のやっている状況でございますが、今、委員がおっしゃるように、早い段階からの教育が必要だろうということで、教育委員会としまして、教育重点戦略ということで、この性教育を取り上げております。その中で、いろいろ、実践事例集というものをつくりまして、小中高ともに今、作成をしております、その中で、早い段階から性に関することについては指導ができるようなシステムをつくっているところでございます。

(かのう) 何でもそうなのですが、学校で子どもたちがきちんと勉強してくれば、家に帰って親にきちんと言えますから、そうじゃないよ、お母さん、私たちがきちんと操を守れば18歳までやらなくていいんだと、そういった話がきちんとできるということだと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、249ページ。これは、いつも教育長にお願いしているところにかかわるのですが、児童生徒の体力アップということで、体育系の学生を助手という形で使っているのですが、残念ながら、非常に予算が少ないのです。予算が少ない割に、今計算したら、指導回数と人数換算で、1人当たり2万4,000円ぐらいみたいな感じがしますが、これは、どれくらいお金を払っているのか。人件費だと思うのですが、どんな感じになっているのか、教えていただけますか。

(保健体育課長) 費用につきましては、委員おっしゃるとおりぐらいの額でございます。1回につきまして約3,000円程度の謝金ということでお支払いしています。ただ、大学院生を特に派遣できるようにお願いをしているところでございますが、授業をやっている合間に学校に行っていただいてやるということが多いものですから、車の運転ができるとか、行って戻ってくる時間等を考慮したりしますと、今のところ、拡大はしたいのですが、平成21年度については、この人数が、応募者もこの人数でございましたので、こういう状況でございます。

(かのう) 残念ながら、来年度、予算が減ってしまう。124万8,000円となっています。ぜひ、もっとふやしていただきたいと思うのと同時に、その上の方で、運動部活動の推進等と書いてあるのですが、先ほど、報告の中で、事業の活性化に寄与したという報告があったので、事業の活性化に終わらず、その下の部分も含めて、小学校、中学校、高校まで、運動が好きだ、運動することがいいのだというような形に引っ張られるように、もっと教育庁に予算を要望して、つけていただければすばらしいと思いますので、要望で終わります。

いばらき県を日本一にするにはどうしたらいいのか 2010.11.08/本会議

(かのう) 先日発表された地域ブランド調査によれば、本県のイメージは、47都道府県中2年連続最下位でした。全国どこに行っても知名度が低く、住みたいとも思われず、生活も不便であるというレッテルを毎年張られている我が茨城県。全国最下位ということは、これ以上下がりようがないことであり、つまりところ最低の県なのです。このままでは、私はその最低の県議会議員であり、知事も最低の知事と言われてしまいます。そこで、発想を転換し、全国最下位を逆手にとった戦略を考えるべきではないでしょうか。

私は、茨城県のPRになればと思い、今、上映されている映画「桜田門外ノ変」にエキストラの一人として出演しています。私が出ているから見てねと、多くの人に語り、見ていただくことによって、結果的に茨城のPR、映画の支援につながればと思っております。知事においても、何らかの形で出演していただければもっと盛り上がったのではないかと思っておりますが、知事の性格、立場もあるでしょうし、一民間企業のやっていることに対し、協力することは難しいのかもしれませんが、47位という茨城県の評価を考えてみれば、トップセールス、つまり話題を提供していくことも、リーダーとしては時には必要なことではないかと考えております。

橋本知事は、昨年の選挙で、圧倒的な差をつけて見事5選を果たしました。そのマニフェストを見て気がついたことがあります。それは、茨城県が漢字ではなく平仮名のいばらきとなっていることです。皆さん気がつきましたでしょうか。これはきっと、このままの茨城ではだめなのだという心理が働いてのことだと考えます。そういう我が自民党も、平仮名でいばらき自民党となりました。

そこで1つ提案ですが、今後の戦略として、漢字の茨城から平仮名のいばらきとしてはどうでしょうか。この発想をもって最下位脱出の新しいいばらき像をつくっていきませんか。

また、先ほど触れました地域ブランド調査によれば、北関東の群馬県、栃木県ともに40位以下であり、つまり群馬、栃木、茨城の3県の頭文字をとったGTI構想を立ち上げてみてはどうでしょうか。GTIとは、北関東自動車道で結ばれた3県であり、この3県が提携することで、茨城空港や茨城港を生かしての発展が望まれるものと確信しております。

そこで知事に伺います。外部に向けてインパクトを与えて発信するためにも、漢字

の茨城から平仮名のいばらきというC I的発想で、先ほどの答弁ではありませんが、何の魅力もない茨城県ですという逆転の発想も生かした戦略を、知事みずからのリーダーシップによって全国にアピールしていくべきと考えますが、この最下位脱出に向けての戦略を伺います。

(知事) 漢字の茨城から平仮名のいばらきへについて御質問をいただきました。さきの質問にもお答えいたしました。御指摘の地域ブランド調査が県の本来の実力を正確にあらわしているかどうかについては疑問なしとしないものの、魅力度指標が注目を集めていることは事実でありまして、少しでも向上するように努力していきたいと考えております。

同調査の結果を逆手にとったPRをとの御指摘ですが、テレビ局による調査結果にかかわらず、茨城はこんなにいいものがあり、頑張っているという文脈での取材が最近ふえており、これに積極的に協力しているところでもあります。関東キー局においても、10月、11月で3本の放映がなされておりますが、そこに出てこられる県民の方々のほとんどが、先ほども申し上げましたが、「何もない」といった形で答えておられまして、偕楽園も、あるいは袋田の滝も、つくばも、アントラーズも、大洗水族館や海浜公園のネモフィラも何も自慢をしておりません。こういったことを含め、私どもも一生懸命に、あらゆる機会をとらえて貪欲に茨城の露出に努めていかなければいけないと考えておりますが、同時に、県民全体が茨城のよさを認識し、自慢に思っ、そのことを発信していくことが大変重要ではないかなと思っておりますので、これからそういったことも含めて努力をしてまいりたいと思っております。

それから、平仮名のいばらきを使ってはとの御提案ですが、私のマニフェストや選挙公約については、県内の幅広い世代に対して、私の主張をやわらかく伝えたい、また県の名称を正しく発音してもらいたいとの思いから、平成9年以来平仮名のいばらきを使用してきたものであり、御指摘のように、このままの茨城ではだめなのではないかとの考え方に立ったものではございません。

平仮名表記に関しては、先ほど申し上げましたようなよさがある一方、漢字表記での茨城は、常陸国風土記以来ともいわれる地名の成り立ちに語源をもっており、本来の言葉の意味を文字から推しはかることができる点で大変すぐれていると認識しております。日本の伝統、文化を守り育てていくためにも漢字の活用が大変に重要ではないかと考えております。

このように、両者はそれぞれの局面において使い分けていくのが適切と考えておりますので、御指摘のように、今後平仮名に統一していくということについては、やはり考えておりません。

さらに、北関東3県でのイメージアップにかかる連携につきましては、魅力度が低い県が集まって何かを企画するという発想ではなくて、北関東自動車道の整備の進捗を踏まえた連携強化の観点から、現在も共同での物産展や観光PRなどを行っております。今後はさらに幅広い分野で連携を図り、共同のイメージアップに努めていきたいと考えております。

本県のイメージアップにつきましては、本年4月に組織の改編を行い、広報戦略室を中心に、テレビ等への露出の拡大や全庁的なPR手法の見直しなどを進めているところであります。また、私自身に対する取材というものも最近随分多くなっておりまして、最近でも福島県のテレビ、あるいは栃木県のラジオ、神戸の新聞等々、いろいろな形で出ささせていただいているところでございますし、先般は、立命館大学で講演もしてまいりました。できるだけ最前線に立って積極的にPRを行ってまいりたいと思っております。そしてまた、議員にも、魅力度最下位をアピールしながら茨城をPRするのではなくて、茨城の持つさまざまな魅力を発信しながらイメージアップを図るために、御尽力をお願いできればと思っております。

茨城空港の活用について 2010.11.08/本会議

(かのう) 茨城空港は、かつて国内4路線を想定路線として就航に力を入れてきました。それが現在では、アジアナ航空や春秋航空などの国際線の就航に偏り過ぎているように感じています。茨城空港へのLCC誘致という方向は間違っていないと思いますが、なぜ、日本のLCCをないがしろにして海外のLCCに力を入れるのか。冒頭、GTI構想の話をしました。北関東自動車道と茨城空港を結んでの地域ネットワーク化、北関東の空の玄関、空港空白地帯の解消など、GTI、つまり群馬、栃木、茨城の北関東3県がワーストテンから脱出する意味でも、茨城県がイメージアップする意味でも、国内線を拡充していくべきと考えています。

そこで、知事に伺います。今後の茨城空港は、原点に戻り、国内線の拡充に向けて、スカイマークはもちろん、スターフライヤー、フジドリームエアラインズ等に対して積極的なトップセールスをするべきかと思いますが、伺います。

また、茨城空港は首都圏3番目の空港で、成田、羽田の補完的な役割の1つと考えられていますが、その具体的な役割は示されていません。茨城空港の新しい位置づけとして、具体的には、ドクタージェットなどの緊急時の搬送対応ができる空港として、また、海外の政府要人等のVIPの公用機受け入れができる空港として、緊急時に利用できる空港という形で国に申請していくことを検討してみたいかでしょうか。茨城空港の、首都圏に近い、道路交通が便利などの特徴を生かした新しい利用価値と、魅力創造につながるし、茨城空港のPRにもなると考えていますが、この件についてどのように考えるか伺います。

(知事) まず、国内線の路線の拡充についてでございます。茨城空港については、航空路線の縮小廃止が続く大変厳しい状況の中、国際線のみならず国内線についても、大手航空会社や新規航空会社の誘致に全力で取り組んでまいりました。国内のLCCをないがしろにしてという御指摘がありました。我々国内の多くの航空会社と一生懸命交渉をしてきたところでありますので、どういったことを根拠にそんなことを言われるのか理解に苦しんでいるところであります。

特に日本版LCCとも呼ばれるスカイマーク社につきましては、低運賃をセールスポイントとして路線を拡大している航空会社でありますことから、ローコストで運用

が可能な茨城空港には最適と考え、熱心に誘致活動を行ってきたところでもあります。この結果スカイマーク社からは、茨城空港が運行コストに配慮している点などを高く評価され、現在の就航に結びついたところでもあります。当社からは、現在運行中の神戸便に加え、来年2月には中部便、今年度中には札幌便を開設することについて表明をいただいております、あわせて茨城空港内に支店の開設も予定されているなど、徐々にではありますが、国内線拡充に向けた動きが進展しているところでもあります。

今後、まずはこれらの路線の利用促進を図り、運行実績を向上させることが何よりも重要な就航促進策となってまいりますので、需要の開拓に全力を注ぎながら、スカイマーク社に対し、茨城空港を首都圏北部の拠点空港として活用していただけるよう増便や新規路線の開設を要請してまいります。また、国内の他の航空会社に対しましても、スカイマーク社の路線展開なども踏まえながら、引き続き粘り強く路線の開設を働きかけてまいります。

なお、国際線につきましても、中国初のLCCである春秋航空が国際線の初の就航先として茨城空港を選択し、茨城上海線で片道4,000円の航空券を発売したことはマスコミ等にも大々的に取り上げられ、茨城空港、ひいては茨城県のイメージアップにも大いに貢献したものと考えております。今後も、近年アジア諸国が台頭しているLCCなどを中心に、引き続き就航対策に全力を挙げて取り組んでまいります。

議員御指摘のドクタージェットなどの受け入れにつきましては、茨城空港は国が管理している空港でありますことから、設置管理者である防衛省や国土交通省がどう考えるかが第一義的には課題となってまいります。県としては、開港したばかりの空港でございますので、当面は公共的な旅客機の誘致に全力を傾注していきたいと考えております。

民意の反映について 2010.11.08/本会議

(かのう) 知事は、昨年の選挙で、「生活大県にチャレンジ」という新しいキャッチフレーズのもと、人が輝く元気で住みよいいばらきの実現に向け、これまでの経験と実績を生かし、300万人県民の幸せのため全力を尽くしていく覚悟であるとマニフェストにうたい、再選されました。また、県民との対話を一層重視し、県民の生の声に1つ1つ耳を傾け、県政に反映させていただきましますともうたっています。その取り組みとして「知事と語ろう明日の茨城」やさまざまな懇談会などの対話の機会を通じて、県民の声を大事にされていることを承知していますし、こういった取り組みが多くの支持につながったと思います。

私自身もかつて県民の一人として参加しましたが、不特定の県民の生の声を聞く機会をつくり、その声に耳を傾けることは、今の時代の民意を反映するという点で必要であります。こういう活動に、知事だけではなく、県議会議員も同席し意見を聞くことで、県内全体の諸問題の把握もできるし、さまざまな発見やアイデアが浮かぶことで、オールいばらきとして、これからの県政全体を考えることができる議員の資質を

鍛え、ひいては、議会の充実や議会改革にもつながるものと考えております。

そこで、知事に伺います。これまでに開催してきた知事と語ろう明日の茨城の実績及び成果をどのように認識されておられるのか。また、県内各地を回る中で、多くの県民からも行政改革や広域的な合併、選挙区の見直しと定数削減、議員報酬の見直しなど、議会改革についての話も出ていると思いますが、どう認識されているのか伺います。

(知事) 初めに、知事と語ろう明日の茨城の実績と成果について御質問をいただきました。私は、知事に就任以来、議員御指摘の知事と語ろう明日の茨城による県民との直接対話のほかにも、いばらき創り 1000 人委員会の創設や知事への手紙を充実させるなど、広く県民の声に耳を傾ける広聴活動に力を入れてきたところであります。

知事と語ろう明日の茨城の実績につきましては、平成 18 年度から開催回数を大幅に拡大しており、これまでに 28 市で実施するなど、県内において幅広く実施してきた結果、同年度以降だけで見ましても、延べ 2,793 人の県民に参加をいただいているところであります。また、その成果でございますが、この集会では、あらかじめ意見、質問といったものにとらず、何でも自由に発言をいただいております、極めて多種多様な御発言がされております。集会では、私の考え方を冒頭説明しますとともに、県民の皆様が抱えているさまざまな課題や多くの提言、意見につきまして活発に意見交換を行ってきたところであります。課題の解決、あるいは県の施策への反映などに結びついたものも数多くあり、大変有意義ではないかと考えております。今後とも、県民との対話をより一層重視し、多くの県民の声を県政に反映できるよう努めてまいります。

なお、この集会の中で、議会改革に関する話題といたしましては、平成 18 年度以降で、3 人の方から議員報酬のことなどについて御質問がございました。これに対しましては、地方制度は二元代表制であるので、議会の問題については、できるだけ議会みずから判断していくことが望ましいことを申し上げ、その内容については議会にお伝えし、対応をお願いしてきたところでありますので御了承をお願いいたします。

テレビによる情報発信について 2010.11.08/本会議

(かのう) 本県は、民放テレビ局もなく、動画での情報発信の機会が余りありません。おはよう茨城はよい番組だと思いますが、時間帯も含め、県民にとっての情報源に有効とは思えません。県広報紙ひばりも、県政情報としては有用ですが、県民にとって、雑誌より映像の方がどれだけ有効かは言うまでもありません。情報をテレビにすることで、目で見、耳で聞いて、文字で見ることで、より一層印象に残りやすくなり、特に障害者や高齢者にとっては情報のバリアフリーでもあり、だれにも喜ばれますし、PR 効果は大であります。

県のホームページには、インターネット放送局という映像発信ページがあります。そこでは、県のイベントや県政ニュースや観光情報などが充実しており、それは評価したいと思っております。しかし、情報のバリアフリーという考え方からいうと、イ

インターネットテレビを見るには、パソコンがなければならない、通信設備がなければならない、アクセスするには操作しなければならないなどのステップがありますが、テレビであれば、どこの家庭でも使えるし、スイッチを入れるだけで簡単に見られるのです。

私が今回テレビ中継にこだわるのは、以前、情報委員会県外調査で訪問した岐阜放送での議会中継がきっかけであり、税金をいただき奉職している立場として、県庁の実態、議会活動の実情や県の行政情報を積極的に発信すべきと思ったからであります。

そこで、我が県でも、議会や県庁内のさまざまな活動の中継を中心に行政情報を発信していくことで、広く県民に政治の動きが見られることになるし、議会側も、議員側も公平公正な放送により、多くの不特定県民に見てもらえる機会がふえることは、両者にとってとてもいいことではないかと確信しております。

そこで、理事兼政策審議監に伺います。今後、議会活動を含めた県の行政情報の発信について、指導的、前向きな取り組みを期待したいのですが、具体的にどのように対応できるのか伺います。

(理事兼政策審議監) 本県は、御指摘のとおり、県内に民放テレビ局がなく、他県のように県内の民放局に行政情報を流していただくことができないことから、他県に先駆け、5年前から県域地上デジタル放送を開始したNHK水戸放送局の御協力を得て、ニュース番組とは別に、定期的に県や市町村からの情報を放映いただいているところでございます。

さらに、動画の充実という意味で、早くからインターネット放送局を開設し、900本を超える動画をそろえ、アクセス数も全国の都道府県で常に上位となっているところでございます。

なお、NHK水戸放送局に対しましては、これまでも種々御相談をしてきたところですが、さらなる県政情報の充実を働きかけてまいりたいと考えております。また仮に、本県で県内向けの他県のような民放テレビ局を活用した行政情報を新たに放映しようとしたしますと、関東キー局に委託せざるを得ず、費用の面で大きな問題がありますことから、慎重に考えざるを得ない状況でございます。

議会活動の映像による発信につきましては、現在、議会のホームページにおいて、本会議の状況をライブ及び録画で広く公開しておりますが、県庁のインターネット放送局のトップページからのリンクも加え、県民の皆様が利用しやすいよう努めてまいりたいと考えます。

一方で、議会活動に係るこれ以外の発信につきましては、議会としてさまざまなお考えがあらうかと存じますので、テレビ中継を含め、議員御提案のような発信内容の拡大を議会として図られる場合には、執行部としてどのような御協力ができるのか、議会と相談をさせていただきたいと存じております。

いばらき震ヶ浦宣言について 2010.11.08/本会議

(かのう) 茨城県の道路が悪い、道に草が多い、ごみが多いなど、最近の茨城県の印

象が悪いと評判で、これを、お金がないからという一言で済ませていいのでしょうか。土木行政も、教育界もさまざまな問題を抱えている中で、今回は、日本で2番目に大きな湖、霞ヶ浦について取り上げます。

県民は、霞ヶ浦に対し、CODの数値などではなく、見た目のきれいさ、無味、無臭、透明である、つまり、きれいになったねということを望んでいます。けさ聞いた話によれば、三重県四日市市の近鉄名古屋線に霞ヶ浦という駅があるそうで、その名前の由来は、霞の浦、つまり、とてもきれいな海があったということからそのようにつけられたそうです。「霞ヶ浦」イコール「きれいなところ」だそうです。

第5期霞ヶ浦湖沼水質保全計画には、泳げる霞ヶ浦を目指すとありますが、県民は、水に触れたいくなるようなきれいな水になっていなければ、だれも触りも、泳ごうとも思わないのではないのでしょうか。県いわく、霞ヶ浦は国の管轄だからと言いますが、だれが見ても霞ヶ浦という湖は茨城県の霞ヶ浦であります。

県は、これまで霞ヶ浦の水質浄化を進めるため、森林湖沼環境税を活用し、高度処理型浄化槽の設置促進などを進めています。それが水質浄化にどうつながるか県民はよくわかっていません。浄化槽の設置促進をしました、河川の水はきれいになりました、といっても、湖は知りません、関係ありませんといわれては、県民に説明がつかないし、あきれられてしまいます。

そこで、生活環境部長に伺います。今こそ、本気になって県民が納得できる目に見えた効果のある施策をするべきではないのでしょうか。例えば、湖内の一部、1ヘクタールぐらいでもいいので、そこだけでもきれいにして、どれだけの処理や費用をかければ湖がきれいになるのか具体的に見せるなど、県も所管にかかわらず湖対策に取り組むべきか伺います。

(生活環境部長) 本県の貴重な財産である霞ヶ浦の水質を保全するため、県では、湖沼水質保全特別措置法に基づき、昭和61年度から5年ごとに水質保全計画を策定し、県が下水道等の整備による生活排水対策を初めとする流域対策を、霞ヶ浦の管理者である国が湖内対策を実施しております。特に、県においては、平成20年度に森林湖沼環境税を導入し、下水道等への接続や高度処理型浄化槽の設置を一層促進するなど対策を強化してまいりました。その結果、霞ヶ浦に流入する河川の水質については改善傾向がございます。

しかしながら、湖内の水質は改善に至らず、平成21年度はCODが9.5ミリグラムパーリットルと悪化いたしました。このような状況を踏まえて、県では現在、湖沼環境に関連するさまざまな分野の専門家から指導、助言を受けながら、CODの上昇の主な原因と考えられる植物プランクトン増殖の仕組みや、湖底に堆積している泥からの窒素、燐の溶出が水質に及ぼす影響など、汚濁機構の徹底的な解明を進めており、この結果を踏まえ、年度内に効果的な対策を立案することとしております。

特に、湖内においては、昭和50年度から国が実施しております大規模しゅんせつ事業が来年度で終了する予定であることから、これにかわる事業として、この汚濁機構解明の成果を踏まえた湖内浄化対策や、議員御提案の湖内の部分的な水質浄化対策

などについても、浄化方法や処理コストなどを総合的に検討し、必要に応じ、国に対し強く提案、要望してまいりたいと考えております。

県といたしましては、平成 23 年度から新たにスタートする第 6 期湖沼水質保全計画に、現在進めております汚濁機構解明の成果を踏まえた対策をしっかりと位置づけまして、国と連携し、霞ヶ浦の豊かな水、美しい自然をより価値のあるものにして後世に引き継ぐため、水質浄化に全力で取り組んでまいります。

「未来の地球を創るもりづくり」について 2010.11.08/本会議

(かのう) 今、地球温暖化防止や環境保全に果たす森林の役割は極めて重要で、森林を守り育てていくために、長い年月と関係者の大変な努力が必要なことは知ってのとおりであります。先日のCOP10の開催など、地球環境保全への取り組みも世界的なものとなります。今後、温暖化防止や生物多様性の確保などの地球環境問題に対応していくためには、行政や関係者だけでなく、県民が未来に向けての大きな課題と認識した上で、身近なところで意識し、行動していくことが必要なのです。

こうしたことから、県民一人一人が、木を植えること、育てることといった森林づくり活動が、将来の地球のために、未来の子どもたちのためにも、どんなに大切かをわかってもらいたいと考えています。今、ムクドリ的大量発生、クマの出没、イノシシの出没、河川のはんらんなどの自然災害もふえています。自然界への畏敬の念がなくなりつつある現代では、他人に迷惑をかけるということで、町中の住宅地からは落葉樹が姿を消し、落ち葉が出ない、枝がはびこらない、小さな木しか育たない、寂しいまちになっています。私は、感性豊かな子どもたちには、自然の大切さ、環境についてなど、さまざまな活動を通していくことが大切だと思います。そのためには、何かの機会ごとに木を植えていくこと、1人1本植林運動のようなことが大切だと思います。このような森林づくり活動を理解、体験してもらうことは、森林の重要性を学ぶだけではなく、情操教育の観点からも大変有効と考えます。

そこで、農林水産部長に伺います。茨城の豊かな森林を次の世代へと引き継いでいくために、県は「未来の地球を創るもりづくり」にどのように取り組んでいくのか伺います。

(農林水産部長) 将来にわたり地球環境を保全する観点から、近年、地球温暖化防止への関心が高まっており、その主要な部分を担う森づくりの重要性が改めて認識されてきているところでございます。こうした中で、本県におきましても、平成 20 年度より森林湖沼環境税を創設いただき、県民一人一人の負担のもとに森づくりなどに努めているところでございます。

また、森林湖沼環境税を通じた森づくりへの参加ばかりでなく、実感として森の重要性を理解いただけますよう、今年 13 日の県民の日には、広く県民の参加を募集し、城里町下古内地区におきまして、枝打ちや間伐などの森林整備体験活動を実施することとしておりますほか、森林ボランティアの方々が、県内各地で取り組んでいます平地林の整備や、親子で参加する森の生き物調査、木工教室などの活動を支援している

ところでございます。

さらに、子どもたちに参加いただく取り組みといたしましては、毎年各地の小中学校におきまして、間伐やシイタケ栽培などの森林、林業教室を開催し、年間約 5,000 人の子どもたちの参加を得ておりますほか、夏休み期間中には、小学校 4 年生から 6 年生の児童と保護者の参加を得まして、間伐や木工工作などの体験活動を実施しており、毎年約 400 名の方々に夏休みの思い出としていただいております。県といたしましては、今後とも県民一人一人に身近に参加いただける森づくりの機会を設けることにより、社会全体で地球環境を保全していく機運の醸成に努めてまいります。

個人情報保護に対する過剰反応について 2010.11.08/本会議

(かのう) 個人情報保護法の施行以来、いわゆる過剰反応が地域で多く見られ問題となっております。例えば、電話などで共通の知人の連絡先を尋ねても、まず本人に確認してからと、すぐには連絡先を教えてくれなかったり、電話を受けたときにも、相手に名前がわかるのを警戒して自分の名前すら名乗らない人もいます。また、迷惑メールが来るからとメールアドレスを次々に変更してくる人も多く、メールが届かないこともよくあります。家の表札も出さないから、隣近所に住んでいる人の名前すらわからない。このことで自治会の名簿をつくるのも困難になっており、これでは、地域で人を集めて何かイベントを開こうとしても、そもそも連絡をとることすらかなわず、地域のつながりは希薄化していくばかりです。

また、災害時等における要救助者名簿を作成する場合にも、名簿への名前の掲載を拒否する者もふえています。名簿に載らない人は自己責任ということで救助しませんという動きもあるようですが、生命の尊重という観点で議論の余地があるようです。

私は、他人が自分の個人情報を知っていることを、必要以上に反応するよりも、万一、個人情報が漏れたときでも、ダイレクトメールや迷惑メールが届いたとしても、毅然とした態度で対応していくことを学ぶことの方が重要だと考えております。情報が漏れないように管理徹底することは管理側としては重要ですが、過剰に反応して必要な情報を共有できないとか、不愉快な気持ちにならない人づき合い方法など、対応の仕方も含めて、個人情報に対する考え方を県民一人一人がきちんと理解していくことが、過剰反応の解消には必要ではないかと考えております。

そこで、総務部長に伺います。以上のことから、県として、このような個人情報の過剰反応の解消に向けていかに対応していくのか伺います。

(総務部長) 個人情報保護法の施行後 5 年が経過し、個人情報の大切さについての認識が高まる一方で、議員御指摘のようないわゆる過剰反応といわれる状況が、依然として一部で見受けられます。こうした過剰反応の多くは、制度への理解不足や法律の誤解に起因しておりますことから、その対応としましては、法の趣旨、内容を県民にしっかりと理解していただく取り組みを、丁寧な、そして継続して進めることが極めて重要であると考えております。

このため、県では、これまで説明会の開催や県政出前講座の実施、県消費生活セン

ター等における相談窓口の設置などを進めてまいりました。特に、説明会については、法施行1年前の平成16年度から毎年開催し、これまでに延べ約3,000人の方の参加をいただいております。今年度も年明け1月に、民生委員や自治会関係者などを含む県民約400人を対象に開催することとしております。

今後はこうした取り組みに加え、より適正な個人情報の取り扱いに向け、過剰反応の具体例をわかりやすく取り上げた啓発用リーフレットの作成や、県ホームページの全面リニューアルなどにより、広報の充実を図りますとともに、国がまとめた過剰反応への対応事例集を活用し、市町村とも連携しながら、県民に対するきめ細かな周知啓発に努め、過剰反応の解消に取り組んでまいります。

いばらきものづくりの全国アピールについて 2010.11.08/本会議

(かのう) 本県には、各地域に、高度な技術を有するものづくり企業が集積し、全国に誇れるすぐれた技術や製品を有する企業が数多くあります。知事のマニフェストにある生活大県づくり、産業大県づくりをより一層進めていくためには、ものづくりといえはメイドインいばらきとなるよう、すぐれた技術や製品を有するものづくり企業の育成を図っていくとともに、茨城の名声が全国に響きわたるよう、こうした本県のものづくり企業の実力を全国に向け積極的にアピールしていく必要があります。

経済が低迷している中、県内のものづくり企業が独力のみで、技術力の向上や新製品の開発、さらには販路の開拓までを行っていくのは困難ではないかと思われま。さらに、我が茨城県は、ランキング全国47位という不本意なレッテルを張られています。こういう時代、状況だからこそ、県主導のもとで、ものづくり企業の育成とともに、全国に向けたアピールが必要と考えます。

そこで商工労働部長に伺います。茨城の企業、メイドインいばらきの企業を本気で応援する気がありますか、どういう方法で、いばらきものづくりを全国にアピールしていくのか伺います。

(商工労働部長) 本県経済の活力を推進していくためには、企業の技術力や経営力を高め、競争力を一層強化するとともに、すぐれた企業を全国的にPRし、販路の拡大を図っていくことが重要であります。このため、県では、つくば、東海に集積するすぐれた研究成果などを、中小企業単独では困難な新技術、新製品の開発につなげていくため、中小企業と工業技術センターが共同で研究を行うほか、テクノエキスパートを直接企業に派遣し、中小企業の技術力などの向上を支援し、ものづくり企業の育成に取り組んでおります。

また、県内ものづくり企業を全国にアピールすることは、新たなビジネスチャンスの創出にもつながることから、平成18年度と平成20年度に、いばらき産業大県フェアを東京で開催し、出展者延べ約400社、入場者延べ約2万7,000人の参加のもと、すぐれた企業を全国にPRしたところでございます。

さらに、中小企業が、東京、大阪、福岡など、全国各地の展示会や関東5県による広域商談会などへの出展支援やインターネットによる約2,000社の企業紹介など、さ

さまざまな機会を活用して、本県中小企業を全国にアピールしております。あわせて、これらのPR活動を確実に受注につなげていくことが何よりも重要でありますので、首都圏、中部圏などにおいて、発注企業に対する中小企業のアプローチ等を行い、県内ものづくり企業の販路の開拓を推進しております。

県といたしましては、今後とも、中小企業の技術力の支援に積極的に取り組み、県内ものづくり企業の育成に努めますとともに、産業大県づくりを進める本県の姿やすぐれた企業につきまして、各メディアや全国規模の展示会などを通じ、全国向けにより効果的なアピールにしっかりと取り組んでまいります。

医療費等の抑制に向けた健康づくりについて 2010.11.08/本会議

(かのう) 県では、この10月1日から、少子化対策の一環として、医療費無料化を小学校3年生までに拡充しました。これにより新たに約6万人の小学生が助成対象となり、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られたところであります。

しかしながら、今後とも子ども医療費の対象を拡大していこうとすれば、さらに県費の投入が必要ですが、県の財政は危機的な状況であり、新たな財源の確保は容易ではありません。また、急速な高齢化の進展に伴い介護保険料の支出もふえ、高齢者の医療費等に必要な費用も急増することが見込まれます。

医療費を無料にすることは、政治的には大事なこともかもしれませんが、無料にすることで病気が減るとは言い切れません。今後、社会保障費が急速に増大する中で医療費等の増大を抑えるためには、子どものうちからスポーツに親しみ心身を鍛練することや、成人になっても、ふだんから運動に心がけ、生活習慣病を予防し、高齢期にもできるだけ体を動かすなど健康を保持すること、つまり予防が大切であると思っております。福祉のお世話にならないよう、できることを、できるうちにとという考えです。

そこで、保健福祉部長に伺います。県では、医療費等の抑制に向けた健康づくりのため、どのように取り組んでいくのか伺います。

(保健福祉部長事務取扱副知事) 本県では、健康いばらき21プランの中で、自分を健康だと思っている人の割合を、24年度までに85%とすることなどを目標として定め、県民の健康づくりに取り組んでおります。

また、プランでは、週2日以上運動を1年以上継続している県民の割合を50%に引き上げることも目標としており、子どもから高齢者までの各世代ごとに実践していただきたい取り組みを定めて、その普及啓発に努めているところでございます。

例えば、児童生徒には、小中高それぞれのステージごとにたくましい心と体を育成する観点から、授業以外での運動、スポーツを促す働きかけが行われておりますほか、成人には、だれもが身近でできる運動としてウォーキングを推奨し、実践の場としてのヘルスロードの指定や、1人で手軽にできるシルバーリハビリ体操の普及など、運動習慣の定着を図っております。

また、健康づくりに向けては、運動習慣だけでなく、食生活や禁煙、過剰な飲酒を控えるなど、より好ましい生活習慣を身につけていただくことも大切でございます。

県といたしましては、健康づくりキャンペーンなど、さまざまな機会をとらえて、好ましい生活習慣の重要性について、積極的に情報提供を行うとともに、県民が取り組みやすい環境づくりに努め、その結果、一人でも多くの県民が健康に生活でき、なおかつ医療費の抑制にもつながっていくことを期待しております。

児童虐待の未然防止の推進について 2010.11.08/本会議

(かのう) 悲惨な児童虐待事件が後を絶ちません。1人でも多くの子どもを虐待から守っていくことこそ、今やらなければいけない重要課題です。虐待対策を推進する上では、不幸にも起こってしまった事案への適切な対応はもちろん、虐待が起こらないようにする、あるいは深刻な事案になる前に子どもを救う、早期発見、未然防止の取り組みが重要と考えます。

虐待の早期発見、未然防止のためには、児童虐待が起こってしまう要因を把握し、それに応じた対策を講じることが必要です。その要因の多くは、家庭環境や保護者の育児不安など、さまざまなものがあるのではないかと考えられますが、その対策には現状の児童相談所のみでの対応では不十分です。

そこで、児童相談所を中心として広く関係機関等が連携し対応する、いわば大人が、地域が、社会全体が子どもを守っていくという考え方が重要であると考えます。

そこで、保健福祉部長に伺います。以上を踏まえ、児童虐待の要因にはどのようなものがあるのか、そしてそれらに対しどのような対策を講じているのか伺います。

(保健福祉部長事務取扱副知事) 児童虐待のリスク要因につきましては、育児に対する不安やストレス、発達障害などによる子育ての難しさ、地域社会から孤立していることなどがあると考えられております。これらへの対策といたしましては、まず生後4カ月までに、すべての乳児について家庭訪問を行う乳児家庭全戸訪問事業を全市町村で実施するなど、市町村や医療機関などと連携して、問題を抱える家庭の早期把握と支援に努めております。

さらに各保健所において、心理などの専門家が保護者に対する助言等の支援を行うグループミーティング事業を実施しているほか、発達障害者支援センターや保健所などにおいて、専門医師による診察や児童への対応方法の指導を行っております。

また、児童虐待は、さまざまなリスク要因が絡み合って起こるものであり、その対策には、児童相談所単独ではなく広く関係機関が連携して対応することが重要であります。このため県といたしましては、相談や支援の中核となる児童相談所の体制強化や職員の資質向上などに取り組むほか、各市町村が設置する医療、学校、警察などの関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会の運営を支援し、関係機関の連携強化を図ってまいります。

また、今月の児童虐待防止推進月間にあわせて、フォーラムの開催のほか、県の広報紙ひばりやホームページを活用し、虐待防止の情報提供を行うとともに、24時間受け付け可能ないばらき虐待ホットラインの一層の周知を図るなど、社会全体で児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。

交通事故予防について 2010.11.08／本会議

安全対策について

(かのう) 県内の交通死亡事故が多発しています。特に、高齢者や夜間の交差点での事故が多発していることで、反射材を身につけるよう県全体で勧められています。また、子どもたちの事故も多く、反射材をつけるよう、ライトをつけるよういわれていますが、制服やかばんやかっぱなどについている反射材自体が小さくて目立たず、自転車のヘルメットも、車のヘッドライトをハイビームにしてやっとわかる状態で、安全性を重視した反射材ではなく、反射材がついているという既成事実のためではないかと思うくらいです。

自転車のライトも、自分には明るいですが、他人には暗いのが今のライトの性能です。また、意外と危険なのが横断中。つまり人も自転車も、横からは目立たないので事故に遭う危険性がふえています。反射材は、前後には有効ですが、左右には全くと言っていいほど効果が出ていないのが現状です。さらに、子どもたちの制服は黒色系が中心で目立たないことから、ますます危険です。他県では、子どもの制服やジャージ、かばんに反射材を多用しているものを採用しているところもあり、夜間の交通事故防止にも役立っていると聞いています。

そこで、教育長に伺います。本県においても、制服等を業者から購入する際に、危険を極力予防できるあらゆる対策を施した制服や自転車を導入するよう指導すべきであり、また、横からの危険性についてもあわせて周知するなど、交通事故予防に対する全県的な行動と決断が急務であります。児童生徒の安全対策についてどのようにされているのか伺います。

(教育長) 本県における児童生徒の交通事故発生の時間帯を見ますと、16時から20時までの間が全体の約4割を占めております。このため、学校においては、明るい色の服を着用することや、自転車利用者に対しての早目のライト点灯、さらには反射材を身につけることなどを指導しております。

現在、多くの学校で着用している反射材は小さなものが多く、運転者から見にくいとの指摘もあったところがございます。このようなことを踏まえまして、県内の学校で開かれている交通安全教室等においては、前後のみならず横からもより見やすくなるよう、手や足といった大きく動く体の部分に大型の反射材をつけることや、反射した光の形が人の姿として認識できるような着用方法についての講習等を実施しております。

また、自転車についても、車輪のスポーク部分により多くの反射板を装着するよう啓発を行っております。今後は、改めてすべての学校に対してさまざまな機会を通じて働きかけてまいります。

さらに、他県において、制服のズボンやスカートに反射素材を縫い込んだものを採用しているところもありますので、導入を促進してまいります。

交差点の死亡事故防止について

(かのう) 県警が発行している交通安全かわら版によると、県内の交通死亡事故は、10月末現在165人、全国ワースト3位。高齢者の夜間の事故、歩行者の横断中の事故が顕著であります。

先日の免許更新時に、見えない危険の予測を教わりましたが、まさに交通事故の多くが、見通しの悪い交差点で起こっていることがわかりました。事故の原因はさまざまなのですが、事故の要因は知恵と工夫で取り除くことができると考えています。一番手っ取り早いのは信号機を取りつけることかもしれませんが、経費がかかるし、やたらとたくさんつけるわけにもいきません。

見通しの悪い交差点の事故の例として、停止線の位置によっては、一時停止したとしてもよく見えないため、交差点内に進入して事故に遭い、一時停止義務違反で処罰されることも多いようです。そうならないためにも、事故の多い交差点では、後の証拠資料となるビデオを設置してはと考えています。

また、事故のリスクを少しでも減らすため、交差点の前に突起物を設置し、だれもが速度を落して徐行しなければならない状況をつくり出してはどうでしょうか。あるいは、見通しの悪い交差点付近の地主には、見えない危険を取り除かなければならない旨を定めた条例をつくり、事故原因の1つとされる見通しの悪さを徹底的に取り除いてはどうかなどが考えられます。

一方、最近のハイブリッド車の中には、音が静かなために危険な目に遭う事例も発生したことから、音が出るようにしたり、別のメーカーでは、ぶつからない車の開発なども始まっているところであります。

そこで、警察本部長に伺います。見えない交差点での死亡事故防止策にはどのようなことが考えられるのか。また、反射材を一般の人にもふだんからつけてもらうようにするにはどうしたらいいのか。そして、自動車メーカーに対してどのような助言ができるのかを含めて伺います。

(警察本部長) 平成22年9月末現在の交差点における人身交通事故の発生件数は、全交通事故の約4割を占めており、議員御指摘の交差点における交通事故防止は大変重要であると考えております。

警察では、交差点における交通事故防止対策として、新交通信号機や高輝度道路標識等の交通安全施設を整備するなどの対策を講じているところであり、特に交通信号機の設置されていない見通しの悪い交差点につきましては、一時停止の交通規制のほか、見通しを遮っている樹木の伐採や道路びょうの設置等については、道路管理者と連携することにより、危険の除去に努めているところであります。

次に、反射材の利用促進につきましては、反射材の効果、有効性を理解していただけるよう、安全教育を徹底するとともに、歩行者等の持ち物や靴等に反射材を直接貼付する活動などを引き続き進めてまいります。

また、ハイブリッド車等の静音性につきましては、本年1月に、国土交通省において、ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインが示され、自動車メーカ

一等の関係者に周知されているものと承知しております。今後も、道路交通環境の整備等を図り交通事故防止に努めてまいります。

消防の広域化について 2010.11.08/本会議

(かのう) 文部科学省の地震調査研究会の発表によると、今後 10 年以内に、南関東でマグニチュード 7 程度の地震が起こる確率は 30%と予想されており、このような大規模災害にも適切に対応できる災害救助体制を構築する必要性が問われています。

大規模災害に対応するには、特に消防力の強化が必要であり、県内の消防本部を広域化することにより、人員配置の効率化や財政・組織面での消防体制の基盤強化を図るなど、消防本部における消防力、防災力が大幅に向上するものと考えています。

(生活環境部長) 災害や事故の発生時に、迅速かつ的確に対応していくためには、消防防災のかなめである消防組織をより強固なものとし、災害対応能力を高めることが必要であり、そのためには、消防の広域化を推進することが重要であると考えております。

このため、県では、平成 18 年度の消防組織法の改正に伴い、平成 20 年 3 月に、県域一本化での広域化も視野に入れつつ、県内を 5 ブロックとする消防広域化推進計画を策定いたしました。この計画に基づき、これまで市町村長等に対し、広域化の必要性やメリットを説明するとともに、広域化に向けた研究会等の設置を働きかけてきた結果、現在 5 ブロック中、県北、県央、県南の 3 ブロックにおいて研究会が設置され、広域化にかかわる課題について現在検討を行っているところでございます。

県といたしましては、研究会が未設置の鹿行、県西ブロックに対し、早期に設置されるよう関係市町村に引き続き働きかけるとともに、今後は、研究会において、消防の組織や財政にかかわる幅広い議論が深められるよう積極的に市町村間の調整を行うなど、消防の広域化の促進を図ってまいります。

一方、現在、市町村におきましては、電波法関係審査基準の改正に伴い、平成 28 年 5 月までの消防救急無線のデジタル化にあわせて、統一指令センターによる消防指令業務の共同運用について、県も含め検討を行っているところでございます。

この消防指令業務の共同運用が実現いたしますと、各消防本部の部隊の迅速かつ広域的な運用が可能となるなど、消防力の強化が図られるとともに、消防の広域化への大きな足がかりとなることから、県といたしましては、共同運用の実現が図られるよう積極的に支援を行ってまいります。

徴平制の導入について 2010.11.08/本会議

(かのう) 平成 21 年第 2 回定例会において、徴平制について知事に質問し、その際、県民一人一人が非常時に役立つスキルを身につけることは大変重要であると考えているので、県民が成人の仲間入りをする機会に防災訓練等へ参加するよう、市町村や企業を通じて呼びかけてまいりたいとの答弁をいただきました。

今回の質問では、それを一歩進めて、学校のカリキュラムとして徴平制の考えを取

り入れられないでしょうか。千葉県にある千葉科学大学危機管理学部では、災害や事故など、さまざまな危機を学んでいるとのことで、例えば、授業中に研究室で教官が倒れたという演習が突然始まり、その際の適切な対応を試させたり、危機の際の対応力を現場を使って学んでおります。

そこで、教育長に伺います。本県内の学校においても、千葉科学大と全く同じとまでは言いませんが、学校のカリキュラムに徴平制の考えを取り入れ、児童生徒のレベルに応じて、危機の際の対応力を学ぶべきだと思いますが、所見を伺います。

(教育長) 議員の御持論であります徴平制の導入につきましては、昨年の第2回定例会において知事が答弁いたしましたとおり、いろいろな課題がございますが、県民一人一人が非常時に役立つスキルを身につけることは大変重要であると考えております。

学校における災害安全教育についてですが、現在、保健体育や特別活動の時間に、災害発生時に適切な行動をとることや、他人の安全確保にも積極的に働きかけることを学んでいるところでございます。また、より実践的な取り組みとして、学校行事等の時間の中で、小中高すべての学校で地震や災害などを想定し、地域の関係機関と連携した防災訓練や避難訓練、あるいは不審者対応の防犯教室等を実施しているところでございます。

このように、本県におきましては、それぞれの校種段階において、児童生徒のレベルに応じた危機の際の対応力を学ばせているところでございます。

今後は、先進的な取り組み事例を踏まえるなどして、学校における危機対応についての取り組みのさらなる充実に努め、非常時に役立つスキルを高めてまいりたいと考えております。

2010.11.10／環境商工委員会

(かのう) 一つは、要望なのですが、先般の政調会でもお話ししたとおり、今回もパブリックコメントが多いので、パブリックコメントの求め方を、今までのやり方でなく、きちんと、何を市民に、県民に求めているのかをわかりやすく出していただいた上で、コメントしやすいような形にさせていただきたいと思っておりますので、これは、全会、よろしくをお願いします。

あと、質問ですけれども、海外漂着物のところで、これは漂流物は対象にならないのでしょうか。

(廃棄物対策課長) 基本的には、漂着したものでございます。

(かのう) これは、対馬に行ったときもこの問題は非常に大きかったのですけれども、非常に難しいと思うのです。要するに、茨城県の土地に着いたものは処分するけれども、茨城県の前を泳いでいるというか、流れたものは無視するという方向が対馬のときにも問題になったのですけれども、それをちょっと確認したかったのですけれども、もう一度、お願いします。

(廃棄物対策課長) 基本的には、漂流物は直接の対象にならないのですけれども、た

だ、発生抑制をするという考えはありますので、その際に、本県の海岸、だから、目の前を通過していくものははっきりできないのですけれども、本県の海岸に漂着してこないような対策はあり得ると思います。流れているものにつきまして。

(かのう) 以上です。

(かのう) 部長の答弁をいただいた、さっぱりしたところで、申しわけございませんが、関連ということで少しいたします。

小田木委員もお話ししましたけれども、今回、一般質問で、茨城県のイメージアップということで、思いは非常に強いのですけれども、今のいなだ石のこともそうなのですが、結城紬ウイークということ为先ほどお話が出ました。きょうの茨城新聞にも、結城紬でコート、帽子というのが出ていましたけれども、知事の今回の答弁で、あんたたちもPRしろよという言い方だったのでしょうけれども、我々も一生懸命PRしています。私も結城紬でブレザーとジャケットとシャツもつくりましたし、高かったのですけれども、やっています。だけれども、我々議員の立場で、幾ら地元のものを持っていったり配ったり何かしても、結局、公に出ないわけです。マスコミも取り上げないし。そういう意味で、知事のトップセールスというのはそこを言いたかったわけなのです。知事は、やっている、やっていると言うけれども、どれだけ反響があるのかという部分があるのです。

今回、いなだ石の話がありました。私はこれもすごくおもしろいと思うのです。これは、ただ、我々は持って歩くわけにいかないものですから、石です。私は、この結城紬で、コート、帽子とか出ていますけれども、いばらき自民党の田山政調会長もいらっしゃいますけれども、例えば、県議会ときは、みんなで結城紬を着て来るとか、例えば、商工労働部の皆さんはぜひ結城紬のネクタイをすとか、茨城県がみんなで何か茨城県のものを行っているのだというような、パフォーマンスかもしれないけれども、そういった姿勢をマスコミを通じて全国に発信すれば、茨城というのはすごいなど。きょうだって、湯飲みでも、これも笠間焼だったらすごいですよ。例えば、この看板だって、中にありましたけれども、いなだ石、よく農林水産省が木の名札でしたか、やっていました。そういうような形でも、茨城県、みんながそういう思いで茨城県をPRしているんだよという部分の演出を——演出というか、パフォーマンスと言われようが、そのくらいやるべきだと思いますし、私は、今回、結城紬でコートや帽子がありますから、ぜひ、奥順さんでもいいですから、結城紬のフェスティバル、担当者でもいいのですけれども、我々議員たちが身につけられるのを何か開発してくれよとかというような形の運動をしていただければ、我々も常に結城紬のネクタイをして県外視察に行くなり、プレゼントを持っていくなりできるわけです。そういった動きをぜひやっていただきたいと思うし、嫌みではありませんが、三ツ栗もさんざんPRした割にはどこに行ってもありませんし、だから、一過性で終わってしまって、それで何もやってないみたいな、やりましたみたいな、過去形、結果論だけではなくて、攻めなくてはいけないわけですから、攻めるためには、常に我々がいつも身につ

けている身近にあるもので、茨城、茨城とやっていかないといけないのではないかな
とっております。

何かコメントいただければ。

(産業技術課長) ありがたい御指摘、御指導ありがとうございます。

早速、商品、お土産に持っていけそうなものなどにつきまして、業界と御相談して
検討させていただければというふうに思います。本当に、熱い、ありがたいお言葉を
いただきまして申しわけありません。今後も頑張りますので、御指導のほどよろしく
お願いします。

今度のいなだストーンフェスティバル、大変、業界も、それから、参加していただ
くデザイナーの皆さん方も本気でやっていただいております。デザイナーさんは、現
地に赴きましてみずから作品をつくる、あるいは指導するということがあります。新
たな取り組みによって、新たなつき合いができ、新たな商品ができればというふうに
考えておりますので、どうぞ今後も御指導いただきますようお願い申し上げます。